免許申請に必要な書類について（医師、歯科医師）

【新規申請】の場合

※医師、歯科医師の新規申請については、2026年10月26日からオンラインによる申請が可能となりました。
オンライン申請での必要書類等は、厚生労働省ホームページ「オンライン申請案内」をご覧ください。

① **申請書**

② **診断書**（発行の日から１ヶ月以内のもの）

③ **住民票関係（次のいずれか）**

・個人番号を利用する場合‥個人番号カード（マイナンバーカード）の券面（両面）のコピー

・個人番号を利用しない場合‥戸籍抄（謄）本（※１）又は住民票（※２）

④ **収入印紙**（**60,000円**）

⑤ **登録済み証明書用はがき**（希望される方のみ）

【籍（名簿）訂正・免許証書換え交付申請】の場合

① **申請書**

② 変更事項を証する**戸籍抄（謄）本**（※１）

③ **免許証の原本**（※３）

④ 遅延理由書（※５）

⑤ **収入印紙**（**1,000円**）

【再交付申請】の場合

① **申請書**

② **戸籍抄（謄）本**（※１）**又は住民票**（※２）

③ **免許証の原本**（き損の場合は添付）（※３）

④ **収入印紙**（**3,100円**）

⑤ 再交付に関する調査及び意見書（※４）

【籍登録まっ消申請】の場合

① **申請書**

② **免許証の原本**

③ **死亡診断書、死体検案書、戸籍抄（謄）本、失踪宣告を受けたことを証する書類のいずれか**

④ 遅延理由書（※５）

※１ **戸籍抄（謄）本**
- 発行の日から６ヶ月以内のもの
- 籍（名簿）訂正申請と再交付申請を同時に行う場合は、戸籍抄（謄）は１通で結構です。

※２ **住民票**
- 発行の日から６ヶ月以内のもの
- 本籍（外国籍の方は国籍）が記載されかつ、個人番号が記載されていないもの

※３ **免許証**
- 書換え交付を希望する場合は、原本を添付すること。
- 旧姓等の免許証をそのままご利用になりたい方は、保健所窓口に持参し、原本照合した免許証の写しを提出してください

※４ **再交付に関する調査及び意見書**
- 免許証紛失の場合は、免許に関する情報（免許取得年月）や紛失した状況について調書をとりますので、できる限りの情報を調べておいてください。

※５ **遅延理由書**
- 変更事由等発生後３０日を過ぎた場合に必要となります。

※６ **登録済み証明書用はがき**
- **85円の切手**を貼付。急ぐ場合は加えて速達分の切手（300円）も貼付し「**速達**」と朱書きすること。
- 表面に確実に受取可能な住所、受取人氏名を記入すること。
- 登録済証明書については、オンライン発行も可能

■その他、各申請書裏面に記載されている申請手続をご確認ください。